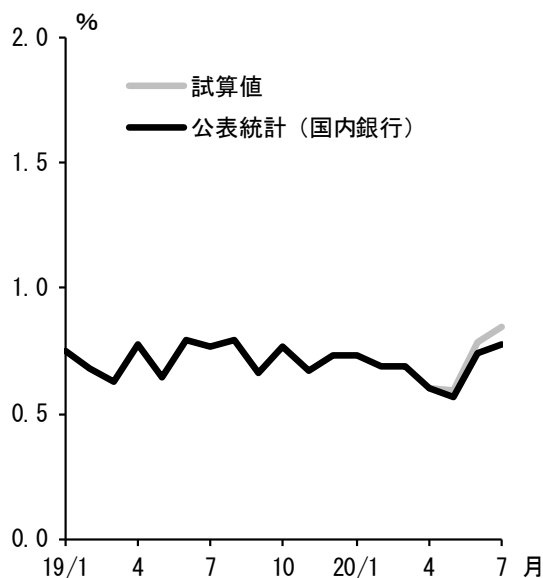


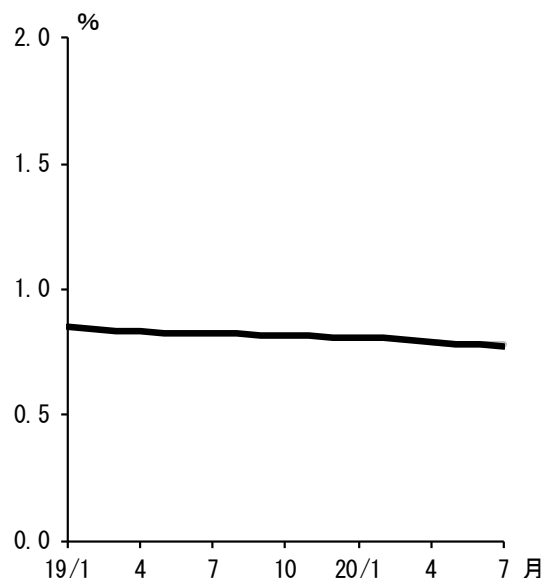
実質無利子・無担保融資が貸出約定平均金利に及ぼす影響

2020年5月から取り扱いが開始された民間金融機関による実質無利子・無担保融資では、自治体から利子補給が行われており、現在の貸出約定平均金利（長期）には、利子補給分を含めた金利と含めていない金利が混在している。実質無利子・無担保融資を含む長期貸出全体の約定平均金利について、一定の前提のもとで、金融機関が獲得する金利（利子補給分を含めた金利）を試算した結果は、以下の図表のとおり。

1. 新規ベース



2. ストックベース



(参考) 試算の前提

- それぞれの金融機関は、複数の自治体の実質無利子・無担保融資を取り扱っているが、ここでは、地方銀行と第二地方銀行については、本店所在地の自治体の設定金利（全額保証の5年金利）で全ての実質無利子・無担保融資を実行したと仮定。また、都市銀行については、全国自治体の設定金利（全額保証の5年金利）の中央値で全ての実質無利子・無担保融資を実行したと仮定。
- 試算の対象金融機関は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行。対象取引は、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく実質無利子・無担保融資であり、各自治体が別途導入した無利子融資は対象外。
- 図表の「試算値」は、各金融機関の貸出約定金利のうち、実質無利子・無担保融資の約定金利を自治体の設定金利に補正して算出。
- なお、本試算は一定の前提に基づくものであり、試算結果は幅をもって評価する必要がある。

(本件に関する照会先)

金融機構局金融第2課 今久保、大西

Tel: 03-3279-1111 (代表)